平成２２年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	１２

府 省 庁 名　　厚生労働省

対象税目	個人住民税　法人住民税　事業税　事業税（外形）　不動産取得税　固定資産税　事業所税　その他（徴収規定）
要望項目名	児童扶養手当に係る非課税及び差押さえ禁止措置の拡充
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） ひとり親家庭の児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進のため、母子家庭と同様に父子家庭の父等に児童扶養手当の支給対象を拡大するとともに、児童扶養手当の受給開始後５年を経過した者等を対象とする一部支給停止措置を廃止することとする。 ・特例措置の内容 父子家庭の父に児童扶養手当の支給対象を拡大すること及び児童扶養手当の受給開始後５年を経過した者等を対象とする一部支給停止措置を廃止することに伴い、従来より母子家庭の母等に支給している児童扶養手当においてとられている差押さえ禁止及び公課禁止の措置を拡充することを要望する。
関係条文	○　地方税法第２章第１節道府県民税、同法第３章第１節市町村民税 ○　児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号） （受給権の保護） 第二十四条　手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。 （公課の禁止） 第二十五条　租税その他の公課は、手当として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。
要望理由	母子家庭の母等に支給される児童扶養手当については、「児童扶養手当法」において児童扶養手当にかかる差押さえ禁止及び非課税を規定しているところ（同法第 24 条及び 25 条）。父子家庭の父等に支給する児童扶養手当及び一部支給停止措置の廃止に伴う児童扶養手当の増加分についても、当該措置を適用しないとすると、支給対象者が実質的に支給の満額を得られないこととなり、支給の目的を十分に達することができないこととなるため、非課税措置等の措置を講じる必要がある。
減収見込額	（初年度）　－　（－）　　（平年度）　－　（－）　　（単位：百万円）
地方税以外の措置　既存	・国税 （該当なし） ・融資、補助金その他 （該当なし）
地方税以外の措置　22年度の要望	・国税 児童扶養手当に係る非課税及び差押さえ禁止措置の拡充 ・融資、補助金その他 （該当なし）
過去の要望経緯	母子家庭の母等に支給される児童扶養手当については制度創設当初（昭和 36 年）より非課税及び差押え禁止措置が講じられている。
本要望に対応する縮減案	―